

学校給食に関する資料及び器材等の貸出要領

公益財団法人青森県学校給食会

1 趣 旨

公益財団法人青森県学校給食会（以下「給食会」という。）は、学校給食に関する食育活動の一環として、学校給食関係者が授業への参画や個別指導、学校・家庭・地域との連携事業等を行う際に必要とする資料及び器材等の貸出を行う。

2 貸出対象

- (1) 市町村教育委員会
- (2) 学校給食実施校
- (3) 学校給食共同調理場
- (4) 県立少年自然の家
- (5) その他本会が必要と認めた団体

3 貸出器材

- (1) 紙芝居、図書、ビデオ、CD、DVD
- (2) フードモデル、ぬいぐるみ、パネル等

4 貸出期間

貸出期間は、原則として貸出日から2週間以内とする。

5 申込方法

使用予定日の1週間前までに、給食会へ電話又はFAX等で直接申し込むこととする。ただし、貸出状況により日程を調整する場合がある。

6 輸送方法

- (1) 貸出は、給食会の配送車を利用し食材納入日に合わせるが、ケース入りのフードモデル（マグロ及び根菜類等）は、種類と数に応じて給食会専用車により職員が直接納品する。
- (2) 返却は、給食会の配送車を利用するが、利用者の都合で返却が延滞されたことにより、急を要する場合は、利用者が輸送費を負担することとする。また、給食会専用車により直接納品されたフードモデル等は、返却時に合わせて給食会職員が引き取りに行く。